

第6章 信書便法令以外の所要の手続

(1) 登録免許税の納付

信書便事業の許可を受けた場合には、登録免許税法（昭和42年法律第35号）の規定に基づき下記のとおり登録免許税を国に納める必要があります。（なお、登録免許税は許可を取得したときのみ納付するものであり、事業計画の変更の認可等を受けたときには納付する必要はありません。）

許可の種類	納付税額	納付期限
一般信書便事業	9万円	許可の日から1か月を経過する日まで
特定信書便事業	3万円	許可の日から1か月を経過する日まで

① 納付先

登録免許税は、国税通則法（昭和37年法律第66号）第34条第1項の規定により、次のいずれかに納付することとされています。

- ・ 当該登録免許税に係る許可事務を行う本省内部部局の所在地若しくは各総合通信局又は沖縄総合通信事務所の所在地の所管税務署
- ・ 日本銀行（国税の収納を行う代理店（郵便局や主要銀行等が該当します。）を含む。）

② 当該納付に係る領収証書の提出先

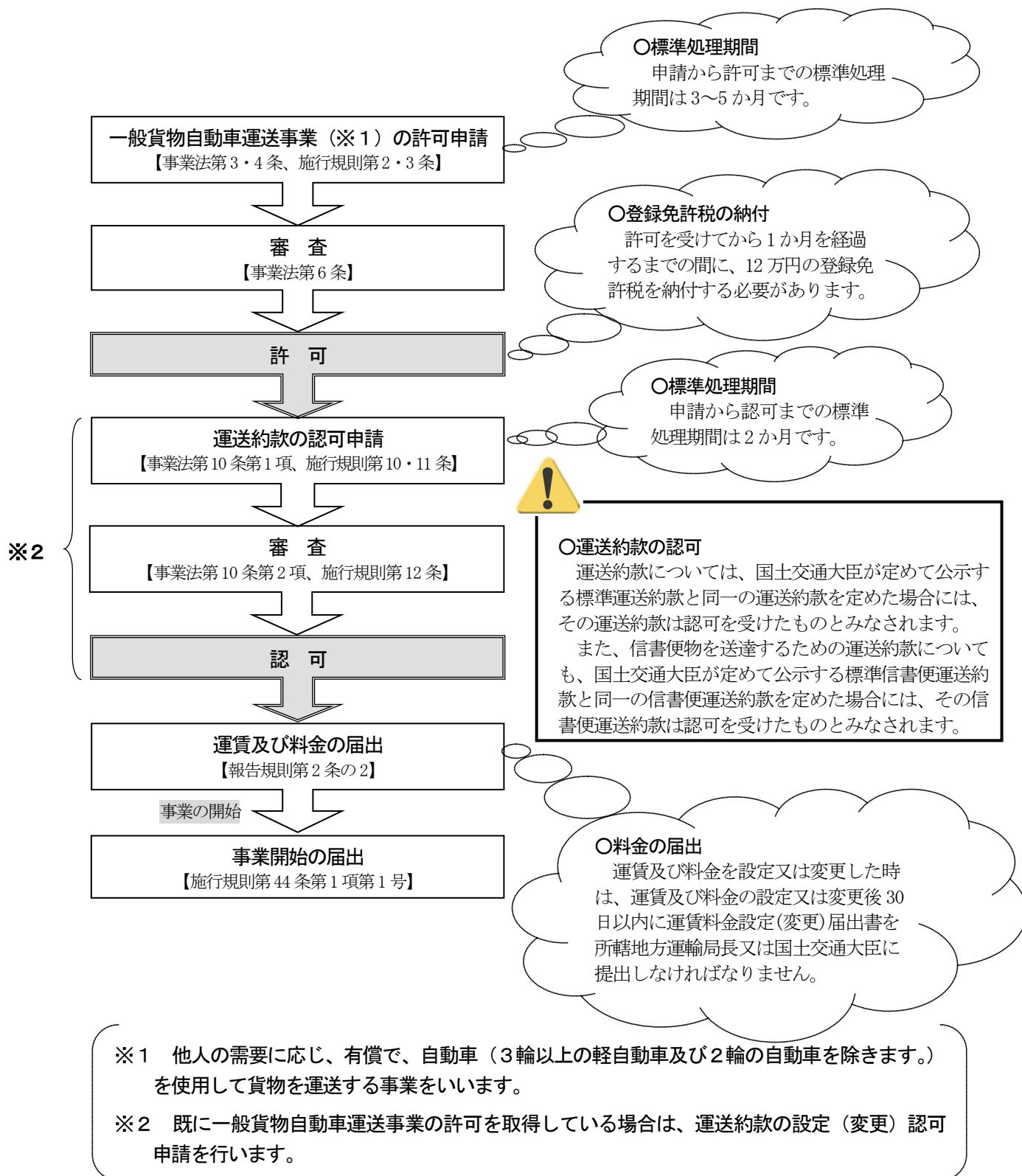
当該一般信書便事業の許可をした総務大臣又は特定信書便事業の許可をした総務大臣若しくは総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）

(2) 貨物運送事業に関する諸手続

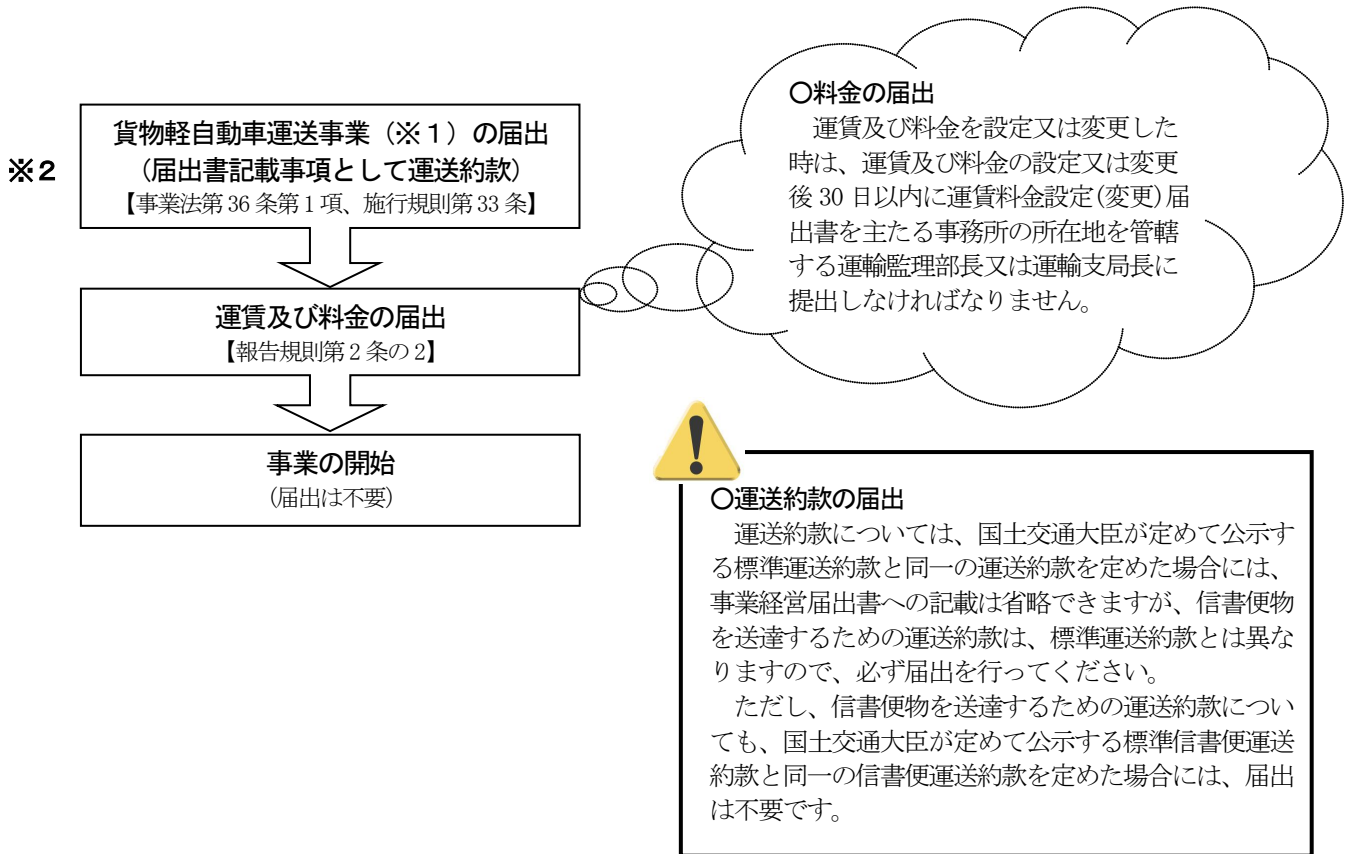
信書便物の送達に自動車その他の輸送手段を使用する場合について、信書便事業の開始までに国土交通大臣の許可その他の処分を要することがあります。

ここでは、自動車等を使用する場合の主な手続について簡単に紹介します。

〈一般貨物自動車運送事業に関する手続〉



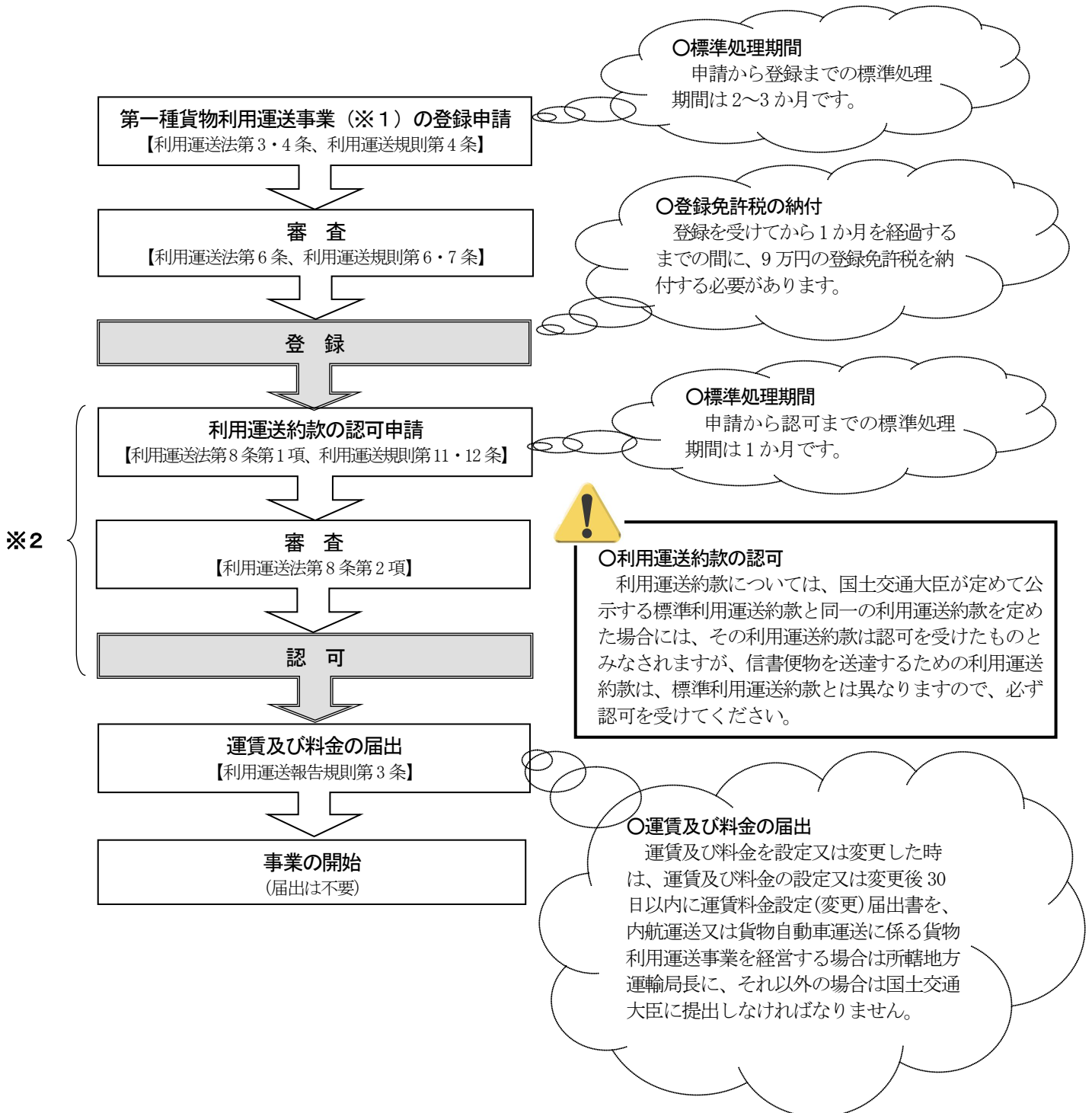
〈貨物軽自動車運送事業に関する手続〉



※1 他人の需要に応じ、有償で、自動車（3輪以上の軽自動車及び2輪の自動車（125CC 超）に限ります。）を使用して貨物を運送する事業をいいます。

※2 既に貨物軽自動車運送事業の届出をしている場合は、運送約款の設定（変更）届出を行います。

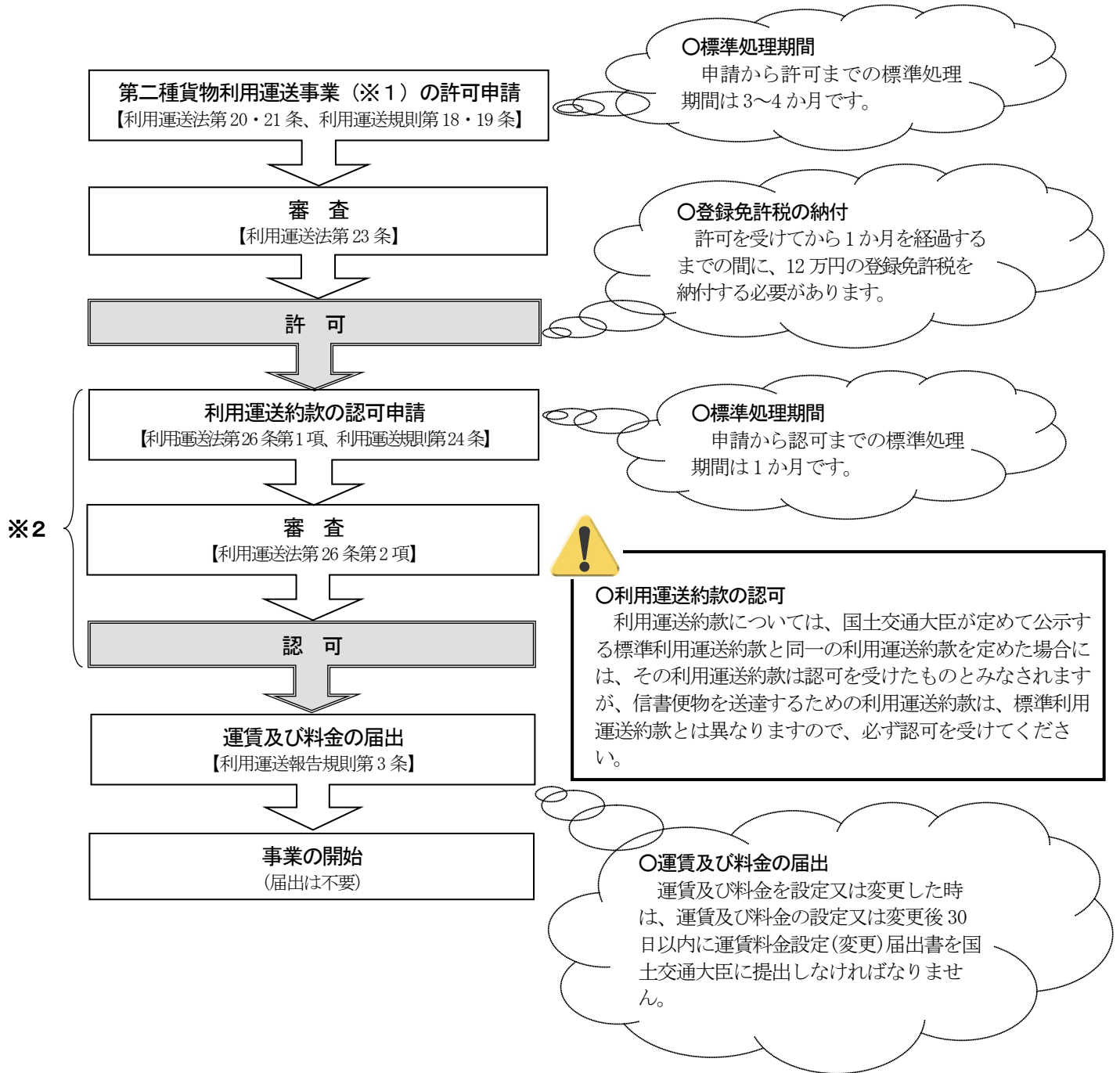
〈第一種貨物利用運送事業に関する手続〉



※1 他人の需要に応じ、有償で、船舶運航事業者、航空運送事業者、鉄道運送事業者又は貨物自動車運送事業者の行う運送を利用して貨物の運送を行う事業をいいます。

※2 既に第一種貨物利用運送事業の登録をしている場合は、利用運送約款の設定(変更)認可申請を行います。

〈第二種貨物利用運送事業に関する手続〉



※1 他人の需要に応じ、有償で、船舶運航事業者、航空運送事業者又は鉄道運送事業者の行う運送を利用して、自動車による集貨及び配達とを併せて一貫して貨物の運送を行う事業をいいます。

※2 既に第二種貨物利用運送事業の許可を取得している場合は、利用運送約款の設定（変更）認可申請を行います。